平成２９年（フ）第２３７号
愛知県豊川市大崎町宮之坪71番地の１　ブロードタウン大崎Ａ棟103号
債務者　伊藤　優子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２８５０号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目15番地９　ボナールピアⅡ　101
債務者　宮崎　健
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８５１号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目15番地９　ボナールピアⅡ　101
債務者　宮崎　好江
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８５２号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目15番地９　ボナールピアⅡ　101
債務者　宮崎　薫
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８６１号
横浜市青葉区美しが丘４丁目25番地７　第二栄和ビル508号
債務者　廣瀬　史郎
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４８号
横浜市鶴見区矢向４丁目30番27号　ウォーブルコート205号室
債務者　伊藤　謙
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４９号
横浜市鶴見区矢向４丁目30番27号　ウォーブルコート205号室
債務者　伊藤　清美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０２号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町43番地の３　ブローテＳ　206、前住所神奈川県綾瀬市上土**棚**中５丁目８番31―201号
債務者　鈴木　陽太
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５２３号
静岡県袋井市青木町３番地の２　県営袋井団地10棟　303号室
債務者　村田エドソン　マサヒトこと　ムラタ　エドソン　マサヒト
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８６５８号
東京都杉並区下高井戸２丁目１番９号
破産者　株式会社ケーコム
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６５１号
東京都港区高輪３丁目７番７―ピアース高輪602号
破産者　株式会社東京カワイイコレクション
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５４６号
東京都港区西新橋３丁目６番10号
破産者　株式会社アーティストゥリー・デザイン
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３６号
東京都千代田区神田淡路町１―９　吉岡ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田淡路町１丁目13番　山崎ビル２階
破産者　有限会社川西
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３７号
東京都江東区平野２丁目16―３―503
破産者　二本柳千栄
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３８号
東京都江東区平野２丁目16―３―503
破産者　二本柳正彦
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９１４号
東京都中央区八丁堀３丁目１番10号
破産者　アグン株式会社
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９１５号
千葉県浦安市明海３丁目２―７―404
破産者　井上　潔
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部